

議案第 8 1 号

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

令和 4 年 8 月 8 日に人事院から国家公務員の給与の引上げが勧告されたことに鑑み、本市の特定任期付職員の給与についてもこれに準じて所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表1の項中「375,000円」を「376,000円」に改める。

第7条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第1条の規定による改正後の所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第6条第1項の規定 令和4年4月1日
  - (2) 改正後の任期付職員条例第7条第2項の規定 令和4年12月1日  
（給与の内払）
- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。  
（市規則への委任）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定

める。